第四章　独立行政法人自動車技術総合機構関係

1. 独立行政法人自動車技術総合機構の発足等について

独立行政法人 自動車技術総合機構 NALTEC National Agency for Automobile and Land Transport Technology

平成２８年４月１日

独立行政法人自動車技術総合機構の発足等について

平成２８年４月１日付けで「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成２７年法律４４号）が施行されたことに伴い、同日をもって、旧自動車検査独立行政法人（検査法人）と旧独立行政法人交通安全環境研究所（交通研）の２法人が統合し、独立行政法人自動車技術総合機構が発足しました。

また、国の自動車登録業務における登録基準の適合性審査に係る調査・確認事務が当法人に移管されますのでお知らせします。

＜運営基本理念＞
安全で環境にやさしい交通社会の実現に貢献すること

・設　立　日：平成28年4月1日
・日本語名称：独立行政法人自動車技術総合機構
・日本語略称：自動車機構
・英 語 名 称：National Agency for Automobile and Land Transport Technology
・英 語 略 称：NALTEC
・本 部 住 所：〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル４Ｆ
・問い合わせ先：ＴＥＬ　０３－５３６３－３４４１（代表）
　　ＦＡＸ　０３－５３６３－３３４７
・ホームページ：http://www.naltec.go.jp
・予約システム：https://www.yoyaku.naltec.go.jp/（ＰＣ版）
　　https://mobile.yoyaku.naltec.go.jp/（携帯版）
※上記予約システムについては４月３日よりアクセス可能になります。

＜ご案内＞
・新たに制定した審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）は、前身法人である２法人の審査事務規程の規定内容を踏襲したものとなっています。
・これまで検査予約で使用していたＩＤ・パスワードは引き続きご利用いただけます。
※予約システムの切り替えを４月２日から４月３日の間に行うこととしております。その間一時的に使用できない状況となります。詳細についてはホームページにてご確認お願いします。
・今まで検査法人にて使用していた自動車審査証紙、自動車検査票等は今後も引き続き使用することができます。その他ご不明な点ございましたら問い合わせ先にご確認お願いします。

問い合わせ先
〒１６０－０００３
東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
総務部総務課
電 話　０３－５３６３－３４４１　（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

2．審査事務規程の第67次改正

平成２７年７月３０日

自動車検査法人
National Agency of Vehicle Inspection

－審査事務規程の第６７次改正－

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）の一部改正他に伴う審査事務規程の一部改正を行い、平成27年7月30日（一部は平成27年9月1日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです（詳細については別添「新旧対照表」を参照）。

１．旅客自動車運送事業用自動車に係る規定の改正（4-34、5-34、4-35、5-35、4-38、4-40、5-40、4-42、5-42、4-99、5-99）

・座席、通路、乗降口の寸法その他の乗車定員10人以下の旅客自動車運送事業用自動車に関する追加的な構造基準が廃止されたことに伴う改正を行います。

・乗車定員 11 人以上の自動車の乗車定員に占める座席定員の割合に係る基準が廃止されたことに伴う改正を行います。

２．衝突時の車枠及び車体の保護性能に係る規定の改正（4-27～4-27の5、5-27～5-27の5）

・「ポール側面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第135 号）」の採用に係る保安基準等改正に伴う改正を行います。

・前面衝突、オフセット衝突、側面衝突、ポール側面衝突及び歩行者保護に係る規定について項を分けることにより、基準の適用整理を単純化します。

３．乗降口の扉に係る規定の改正（4-42）

協定規則第 11 号の改訂により乗降口の扉のフルロックシステムに関する要件が追加されたことに伴う改正を行います。

４．灯火器に係る規定の改正（4-58の2、4-68、5-68、4-69、5-69、4-76、5-76、4-79、5-79、4-81、5-81、4-81の2、4-81の3、4-82、4-106、別添9）

灯火器（光源に係る協定規則（第37号、第99号及び第128号）、番号灯に係る協定規則（第4号）、二輪自動車等の車幅灯、番号灯、尾灯、制動灯及び方向指示器に係る協定規則（第 50 号）及び二輪自動車等の対称配光型前照灯に係る協定規則（第 113 号）の採用）に係る保安基準等改正に伴い、性能要件及び取付要件の改正を行います。

５．排気管からの排出ガス発散防止性能ほかに係る規定の改正（4-50、4-51、4-52、4-53）

ディーゼル重量車WHDCモード、二輪車OBDの導入に係る保安基準等改正に伴う改正を行います。

６．その他、審査方法の明確化等、所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ（http://www.navi.go.jp/）「審査事務規程」に掲載しています。

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
自動車検査法人本部　業務部業務課
電話　０３－５３６３－３４４１　（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

3．審査事務規程の第６８次改正

プレスリリース
平成２８年２月５日

自動車検査法人
National Agency of Vehicle Inspection

－審査事務規程の第６８次改正－

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 27 年法律 44 号）に基づく自動車検査独立行政法人及び独立行政法人交通安全環境研究所の統合に向け、その準備に伴う審査事務規程の一部改正を行い、平成 28 年 2 月 5 日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．全文にかかる改正

〇審査事務規程中で定義していた用語について、「1-3 用語の定義」に集約します。

〇「以下同じ」等として記載を省略していた箇所について、直接記載するよう変更します。

〇章・項番号の変更とともに並び順を整理します。

２．別添 1 から別添 12 にかかる改正

〇構成、書きぶり及び項番号の振り方を見直します。

３．灯火器関係規定にかかる改正（4-57 から 4-81 の 3、5-57 から 5-81 の 3）

〇他項を引用し記載を省略していた箇所について、直接記載するよう変更します。

４．その他、所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ（http://www.navi.go.jp/）「審査事務規程」に掲載しています。

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
自動車検査法人本部　業務部業務課
電話　０３－５３６３－３４４１　（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

4．審査事務規程の第69次改正

平成２８年３月２５日

自動車検査法人
National Agency of Vehicle Inspection

ー審査事務規程の第６９次改正ー

自動車検査独立行政法人（略称：自動車検査法人）は、自動車検査独立行政法人法（平成11年12月22日法律第218号）第13条の規定に基づく審査事務規程の一部改正を行い、平成28年3月28日（一部は4月1日）から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです（詳細については別添「新旧対照表」参照）。

１．「自動車検査場における秩序維持」の強化

的確で厳正かつ公正な審査業務を行うための環境を確保していく観点から、自動車検査場における秩序維持に関する運用について、審査事務規程上において明確化し、実行性を強化します。

２．直前直左確認鏡の取付方法の明確化（4-4、7-100、8-100）

自動車の直前及び側方の視界を確保するために備えられた直前直左確認鏡について、検査後に取り外されてしまうケースがあったことから、確実な取り付けを確認できるよう、規定を明確化します。

３．「不適切な補修等」の明確化（4-4）

自動車の装置又は部品等の取付け、取外し又は補修並びに保安基準に規定された車体又は装置への表示について、一時的な措置は保安基準に適合しない等の審査方法の明確化を図るための改正を行います。

４．道路運送車両の保安基準等の改正に伴う改正

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）その他関係する法令・通達の改正に伴う改正を行います。対応する保安基準等改正の主な内容は次のとおりです。

・「タイヤの車外騒音・ウエット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則（第117号）」の採用に伴う改正（6-2、7-11、8-11）

・「バッテリー式電気二輪自動車に係る協定規則（第 136 号）」の採用に伴う改正（6-2、7-25、8-25）

・「ポール側面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第 135 号）」の改訂に伴う改正（7-30、8-30）

５．その他、審査方法の明確化等、所要の改正を行います。

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
自動車検査法人本部　業務部業務課
電話　０３－５３６３－３４４１　（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

5．審査事務規程の一部改正について(第1次改正)

プレスリリース
平成２８年６月３０日

独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

ー 審査事務規程の一部改正について（第１次改正）ー

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成 28 年 7 月 7 日（一部は 8 月 1 日）から施行します。主な改正の概要は、次のとおりです。

１．自動車の直前及び側方の視界を確保するために備えられた鏡又はカメラの審査方法（7-100、8-100）

検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、保安基準に適合しないものとして判定する例示を追加します。

２．並行輸入自動車の事前書面審査（別添 3）

的確で厳正かつ公正な審査業務の実施を図ることを目的として、これまで規定していた審査期間（届出書等の受理日から 15 日以内）の範囲内において、地方検査部の長が審査所要日数等を対外的に明示することができるよう規定を改正します。

３．用語の定義の拡充（1-3）

平成 28 年騒音規制の導入に関するものを追加します。

４．道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴い、「法第 75 条の 2」を「法第 75 条の 3」に変更する等の項ズレ改正を行います。

５．その他、附則の拡充、審査方法の明確化、誤記訂正等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
(https://www.naltec.go.jp/)

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７

自動車技術総合機構からのお知らせ

直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラについて、検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、次に掲げる例によるもの及びこれらに類するものは、

保安基準に適合しません

■保安基準に適合しないものの例

（１）粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計･製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類により取付けられているもの

（２）挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法により取付けられているもの

（３）扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある方法により取付けられているもの

（４）取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの

（５）貼付けられたシート等の上に接着固定等されているもの

（６）手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの

（７）当該装置を取付けた状態のままで、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの

（８）延長器具を介して取付けられているもの（溶接又はリベットにより結合され取外すことができないもの及び原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車に取付けられているものを除く。）

（９）カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの。ただし、次に掲げる配線部分はこれに該当しないものとする。

ア　溶接又はリベットにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、当該カメラを取付けるための必要最小限の配線部分

イ　ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、（ｱ）又は（ｲ）に掲げるもの

（ｱ）当該カメラを取付けるための必要最小限のものであって長さが30mm未満の配線部分

（ｲ）バンパを除く自動車の下面に固定された必要最小限の配線部分

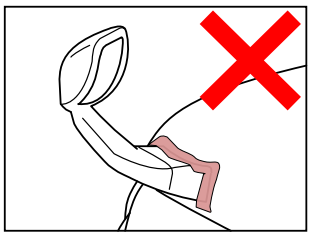

粘着テープによる取付

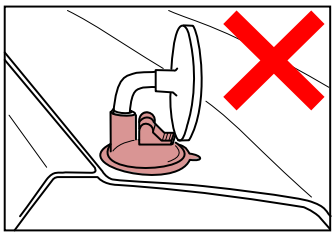

取付部が吸盤形状

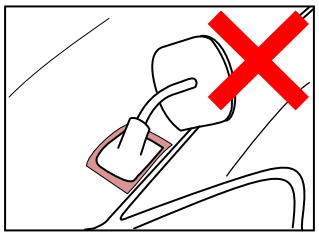

シート上の接着固定

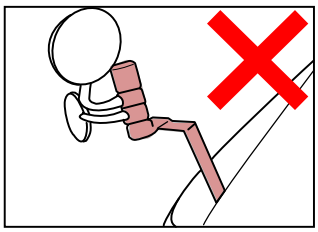

延長器具を介した取付

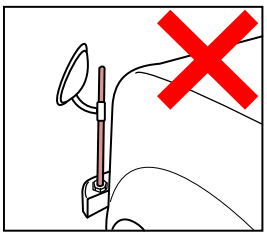

延長器具を介した取付

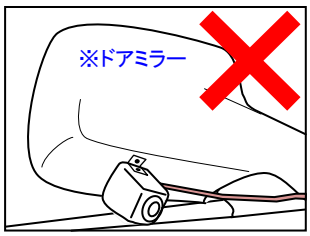

カメラの配線露出

※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している審査事務規程4-4、7-100、8-100をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

重要

独立行政法人 自動車技術総合機構

直前直左（右）視界確認範囲及びその確認事例

■右ハンドル車の直前直左視界確認範囲

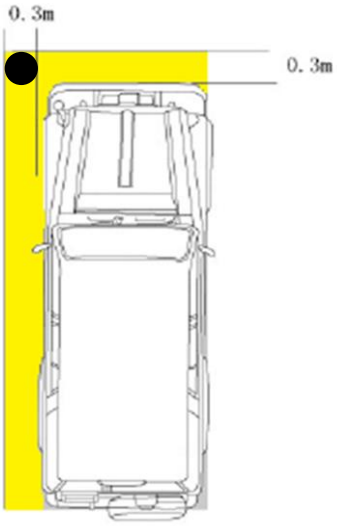

■直前直左（右）視界確認事例

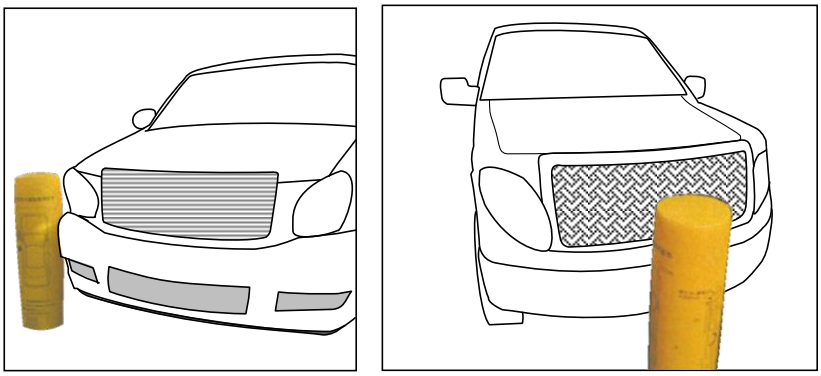

直前直左（右）視界確認範囲

● 高さ 1m 直径 0.3m の円柱

（注）左ハンドルの場合には、左右逆となります。

対象車両

- 平成 17 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車及び新型届出自動車及び輸入自動車取扱自動車
- 平成 19 年 1 月 1 日以降に製作された自動車

◎ ▭ の範囲全てにおいて、円柱の一部が運転席から直接確認出来ない車両には、直前直左（右）視界確認用の鏡又はカメラの装着が必要です。

◎ 車両に装着する直前直左（右）確認用の鏡又はカメラは、確実に取り付けられている必要があるため、取り付け方法等に注意願います。

◎ 特に並行輸入自動車のＳＵＶ型やピックアップ型などの車高の高い車には直前直左鏡又はカメラの取付が必要となる場合が多くあるので注意が必要です。

（ピックアップ）　（ＳＵＶ）

○ 並行輸入自動車の見分け方
車検証の型式欄に、「－○○－」 や「不明」の記載があるもの。

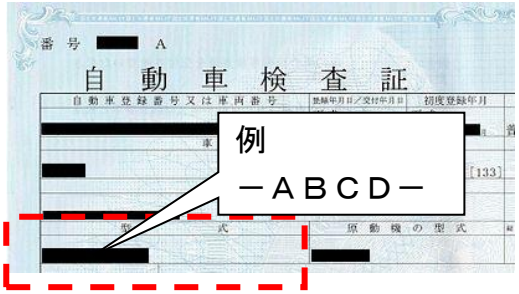

○ 直前直左（右）確認用の鏡及びカメラの取付方法で判断に迷う場合には、最寄りの（独）自動車技術総合機構地方検査部又は地方事務所にお問い合わせください。

お知らせ

自動車検査法人
National Agency of Vehicle Inspection

外部突起に係る基準の適用開始について

平成 29 年 4 月 1 日より、平成 21 年 1 月 1 日以降に製作された乗車定員 10 人未満の乗用車には、外部突起に係る基準が適用されます。

既に登録された自動車についても遡って適用されるため、ご注意くださいますようお願いします。

外部突起に係る基準の概要

対象車両

平成 21 年 1 月 1 日以降に製作された乗車定員 10 人未満の乗用車
（これらをベースとした特種用途自動車（8 ナンバー）を含みます。）

対象部位

自動車の車体の表面。ただし、次の部分は除きます。

・高さ 2m を超える部分
・フロアライン※1 より下方の部分
・直径 100mm の球体が接触しない部分　ほか

※1　鉛直線と母線とのなす角度が 30°である円錐を、自動車の外部表面にできるだけ低い位置で連続的に接触させたときの接点の軌跡をいいます。

主な要件

曲率半径が 2.5mm 未満である突起を有してはならない。

＜外部突起に係る基準不適合の例＞

角部の半径が 2.5mm 未満であるマフラーカッターが車体より突出している。

角部の半径が 2.5mm 未満であるボンネットピンが取り付けられている。

サイドステップ下端の角部の半径が 2.5mm 未満になっている。